

## IV 地域特産作物需要拡大技術確立推進事業

### 第1 趣旨

要綱第2の4の事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

### 第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、要綱別表5の事業実施主体の欄に定める事業実施主体であって、地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の新たな消費形態の創出や需要拡大、輸入品との差別化を図る上で、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、現地実証等を的確に行う能力を有するものとする。
- 2 要綱別表5の事業実施主体の欄の協議会とは、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。

### 第3 事業実施手続

- 1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式第1号により行うものとする。なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち地域特産作物需要拡大技術確立推進事業公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、要綱第5の1の(4)に基づき、承認を受けた全国推進事業計画とみなす。
- 2 1の全国推進事業計画の重要な変更は、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいい、重要な変更に係る手続きは、1に準じて行うものとする。
- 3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、生産局長に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 第4 事業実施状況の報告

#### 1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末まで

に事業の結果、成果等について、別記様式第2号により行うものとする。

## 2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標が達成されていないと判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

## 第5 事業の評価

1 要綱第7の8に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、同年度7月末日までに行うものとする。

2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

## 第6 事業の内容

本事業においては、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。実施に当たっては、茶、いぐさ、パインアップル及びその他地域特産作物に区分し、それぞれの品目毎に取組を実施するものとする。

### 1 検討会の開催

事業の効果的・効率的な実施を図るため、学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者で構成される検討会を開催し、事業全体の方針及び内容の検討、進行管理並びに成果の取りまとめ・発信等を行う。

### 2 需要・消費動向等調査の実施

実需者ニーズ・消費者ニーズ、その他需要拡大に関する情報について、需給動向を含め調査を行う。

### 3 課題解決実証の実施

産地における共通の課題解決のため、新作物・新品種の導入、栽培技術・加工技術の改良、農業用機械の開発・改良、試作品の商品性評価等について実証を行う。また、課題解決に向けた実証に必要な農業用機械のリースによる導入を行う。

なお、実証に当たっては、広範な波及効果が見込まれるなど効果的な技術実証となるよう、産地と連携して行うこととする。

### 4 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大や実需者ニーズ等への対応を行うため、地域特産作物に係る文化の普及、学校や消費地におけるイベントへの専門家の派遣、加工や調理手法の検討等の取組を行う。

### 5 有能技能人材登録等の実施

地域特産作物の栽培・加工、流通等における卓越した技能を有する人材の登録及び表彰、情報交換会を行う。

## 第7 補助対象経費

補助対象経費は、事業において直接要する別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

- 1 検討会の開催に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
- 2 需要・消費動向等調査の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。
- 3 課題解決実証の実施に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- 4 需要拡大に資する取組の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- 5 有能技能人材登録等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。
- 6 第6の3の取組の実施に係る農業用機械のリースについては、リース会社との一般的な契約による場合のほか、農業用機械の開発・改良を行う上で必要となる機械を所有する者が事業実施主体へ有償貸与を行う場合もこれに含むものとする。この場合、事業実施期間中に必要となるリース料相当額については、次式によって算定された金額を上限とする。ただし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。また、法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

$$\text{「リース料相当額」} = (\text{物件残存価格(税抜き)} + \text{諸経費(税抜き)}) \\ \div \text{法定耐用年数のうち残存年数}$$

## 第8 事業の実施基準

本事業の実施基準は次に掲げるものとする

### 1 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、第6に掲げる区分に基づき品目を選定し、第6の1の取組に加え、品目毎の課題解決に資する第6の2から5までの取組を必要に応じて行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。

### 2 課題解決実証

- (1) 第6の3の取組の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、その課題解決につながるよう留意するものとする。
- (2) 実証に当たっては、効果的な技術実証となるよう、現地において有識者等による検討会を開催し、具体的な実証方法、評価方法等を検討するものとする。

### 3 事業の委託

第6の2から5までの取組については、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。なお、委託を行うに当たっては、補助金の額の50%未満とし、事業そのもの又は、事業の根幹を

成す業務の委託は認めない。

#### 4 特許権等の帰属

3の委託に係る取組の成果に関する特許権等は、事業実施主体が受託者から承継するものとする。ただし、生産局長の承認を得た場合は、事業実施主体は、特許権等を受託者から承継しないことができるものとする。

#### 5 収益納付

(1) 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、別記様式第6号により補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

#### 6 次の取組は、国の助成の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組

(2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

#### 7 成果の普及

(1) 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、産地に情報・技術の提供をするものとする。

(2) 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

別紙

補助対象経費

地域特産作物需要拡大技術確立推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	

	農業用機械の開発・改良費	事業を実施するために直接必要な農業用機械の開発・改良の経費	
	リース助成費	課題解決に必要な農業用機械のリース料助成の経費	・リース物件の対象となる農業用機械の価格は、消費税を除いて50万円以上とすること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼し	

		た専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品の製作・加工につ</li> </ul>

		直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	いて、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記の表に掲げる経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
  - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
  - (2) 支払が翌年度となる場合
  - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合